

「兄の市長が発注、弟が受注」を変えられない 自公案は根幹部分に重大欠陥

臨時議会を開催して速やかに審議に入り、
争点を明らかにしたうえで
議員の会の条例案を成立させよう！

(昨年12月24日に公表された)自民・公明案の内容は、私たちの提出した条例案に主な骨格を似せ、一部の表現はそっくりそのままにしながらも、根幹部分に重大な欠陥があり、今日市民が大きな関心と期待を寄せている水準とはほど遠いものになっていると言わざるをえません。

最大の問題は、請負契約等に関する遵守事項を定めた第5条にあります。

- ① 「市」の範囲を狭めている。
住宅・都市整備公社など市の出資する外郭団体が含まれていない。
- ② 「請負契約等」の範囲を狭めている。
請負契約等の定義規定がなく、指定管理者の指定が含まれていない。
- ③ 親族事業者の範囲を狭めている。
「1親等内の親族」と規定し、兄弟姉妹を対象からはずしている。
- ④ 実質的に経営に携わっている事業者」の範囲を狭めている。
「年額300万円以上の報酬を受領している法人等」、「経営方針又は主要な取引に関与している法人等」の規定が削除されている。
- ⑤ 「辞退」ではなく、「自粛」となり、いかなる届出も不要になっている。
何をもって自粛と言えるのか基準がなく、手続きも不明である。



これでは、「兄の市長が発注し、弟の会社が受注する」という市長と親族企業の間接関係をはじめ、現状を変えることができず、市民の求める公職のあり方のルールとして、きわめて不十分だと言わざるをえません。

それでも、このまま条例案の上程を第1回定例会まで先送りし、2月に予定されている総務企画委員会を空転させ、時間を無駄に過ごすわけにはいきません。自民・公明の両会派が条例案を発表した以上臨時議会を開いて提案説明・質疑を行い、総務企画委員会への付託を行うべきです。両案を公の議場や委員会で議論して、市民の前で争点を明確にして議会としての判断を速やかに行うことが必要だからです。

したがって、私たちは本日、地方自治法の規定に基づき黒須隆一市長に対し、臨時議会の招集を請求しました。第4回定例会会期中に提出できなかった自民・公明の両会派こそ臨時議会を提起すべきではないでしょうか。

市民のみなさんには、一層のご理解とご支援をお願いします。

2009(平成21)年1月8日

八王子市政治倫理条例の制定をめざす議員の会



臨時会請求書を市長に提出＝8日、市役所内
写真左は、議員の会を代表して請求書を読み上げる
上島儀望議員、右は黒須市長

八王子市政治倫理条例の制定をめざす議員の会が声明を発表しましたので、抜粋してお知らせします(全文はホームページをご覧ください)。

八王子市政治倫理条例の
制定をめざす議員の会
ニュース No.9

発行人 井上睦子、姥貝荘一、狩野宏子、上島儀望、川村美恵子、小林弘幸、
陣内泰子、鈴木勇次、松本良子、両角穰、山口和男、山越拓児、
若尾喜美絵 (超党派の八王子市議会議員・50音順)

〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1 八王子市議会気付 電話 042-626-3111(代)

<http://seirin8.web.fc2.com>

八王子 政治倫理 検索

発行 2009年1月12日